

Title	守護の国衙領領有形態再考
Sub Title	Reexamination of under the rule of Kokuga-ryo by the Ashikaga Shogun's shugo
Author	松本, 一夫(Matumoto, Kazuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1985
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.54, No.4 (1985. 5) ,p.43(315)- 53(325)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19850500-0043

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「守護の国衙領領有形態再考」

松 本 一 夫

一、はじめに

所謂守護領国体制を考える上で、守護による国衙（国衙領及び國衙機構⁽¹⁾）の掌握が重要な問題であることは相当以前より指摘されており、特に国衙領が守護の初期管國經營における重要な拠点であることは、ほとんどの関係論考の中で一致をみている。田沼睦氏は、守護による国衙領の領有形態には、鎌倉幕府支配下にあつた関東御分国或いは將軍家知行国の性格を継承する諸国と、それ以外の畿内・西国とでは差異があり、前者は武家進退の国として室町期に入つても原則的な変化は無く、將軍権力によつてのみ一国規模での国衙職が安堵されるが、後者においては国衙領は直接守護の基盤とはなり得ず、国衙領有者である貴族・寺社等との私的契約に基づく守護請か押領によつてのみ介入できた、とされた⁽²⁾。しかし果してこうした差異があり、またあるとしてもその原因を鎌倉期以来の武家進退の存否のみに帰し得るのか、以下具体例を提示しつつ考察していきたい。

「守護の国衙領領有形態再考」

本節では、田沼氏が鎌倉期以来の武家進退の国としてあげられたもののうち、遠江・駿河・上野の三国について南北朝期を中心再検討する。

まず遠江の場合、同国の一国々衙職は文和四年八月に將軍足利義詮が守護今川範氏に対し、熊野山雜掌への遵行を命じていることから、國衙職の今川氏への直接的賦与は、少なくともこの時点ではなかつたと考える。但し今川氏が全く國務に干与していなかつたわけではない。

熊野山雜掌幸包申、遠江國々衙職事、半分可打渡之於山香村々者、横山村於一円可令遵行候、至于殘村々村、或凶徒陣、或為奧山凶徒向陣、差置軍勢等之間、不及分渡候、仍可執進受取之状如件、

延文二年二月三日

沙弥判（今川範国
ナルベジ）

長瀬尾張守⁽⁴⁾

右の史料中の名充人長瀬尾張守を佐藤進一氏が今川被官とされ

てはいることに従えば⁽⁵⁾國務の遵行に際し守護今川氏一・被官長瀬氏一・熊野山雜掌という命令系統があつたことがわかり、しかもこの時國衙領の一部には守護方の軍勢が駐屯していることが示されており、今川氏が遠江國務に干与していたことを十分に推測させる。同國々務が今川氏に直接安堵されたことを示す史料は応永七年に至つて初めて現われる。⁽⁷⁾

次に駿河については、初代守護今川範国が暦応元年正月二十八日の青野原合戦の勳功の賞として守護職と共に國務をも恩給された、と考えられている。以後範国に代わった範氏にも尊氏から「駿河國々務并守護職」が与えられ、範氏に代わった氏家には守護就任の翌年義詮から「駿河國々務并檢斷職」が与えられ、次の泰範もこれを継承したと考えられる。⁽⁹⁾

右表は今川範国の被官斎藤雅楽四郎入道の関係史料を一覧表に

	年	月	日	内 容	出 典
A	貞和二・七・十八	駿河国富士上方上野郷田在家相論につき沙弥道恵が請文を提出		大石寺文書	
B	正平七・閏二・十六	同國入江庄内三沢小次郎跡を斎藤雅樂四郎入道が木村四郎兵と共に施行		美作伊達文書	
C	觀応三・三・二九	右と同じ土地を沙弥道恵と左兵衛尉盛綱が打渡す		右 同	
D	觀応三・四・八	相模国毛利庄内厚木郷の半済を白井彈正忠と共に斎藤雅樂四郎が施行		円覚寺文書	
E	貞治七・三・十六	駿河国下嶋郷地頭職の施行が目代斎藤某に命ぜられる		妙本寺文書	
F	應安二・五・二八	同國富士上方上野郷内大石寺坊地道遵行が斎藤入道宛に報告される	右 同		

したものであるが、佐藤進一氏によりA・B・Cにみえる「沙弥道恵」と斎藤雅樂四郎入道が同一人であることが考証されている⁽¹⁰⁾。とするならばE・Fにみえる「目代斎藤某」と「斎藤入道」もやはり同一人物と考えられないだろうか。もしこの推測が正しければB・Dにおいて木村四郎兵衛尉と白井行胤⁽¹¹⁾とをそれぞれ合奉行と考えて、守護代斎藤道恵の目代兼帶という可能性が出てくる。⁽¹²⁾

下つて康暦元年・明徳三年・応永八年にも守護今川泰範が目代に所務遵行や役夫工米の催促停止を命じている。⁽¹⁴⁾さらに応永十一年には泰範が佐野郷半済分の円覚寺雜掌への渡付を目代に命じている⁽¹⁵⁾がこの目代「範光」なる者は守護奉行人たる徵証がある。⁽¹⁶⁾ 次に上杉氏の領国のうち、上野の場合を検討してみたい。上野は前代において田沼氏の立論の前提となる「將軍家知行国」では

なかつたが、実質的には初期より武家方の強い支配が続いたことは言うまでもなく、東国型に入れてよいと考える。にも拘らず同

国には嘉暦年間（一二二五～二六）より知行国主として中院家が

存在している。同家による知行は建武年間一時中断したが、暦応

元年七月後光嚴上皇から安堵された。⁽¹⁹⁾当該期の武家方の上野国務

への干与は建武新政期に新田義貞が守護国司を兼帶して強い支配

を行つたことに始まる。⁽²⁰⁾足利尊氏の離反後、上杉憲房に上野守護職が与えられたと『梅松論』にあるが、佐藤氏はその目的を新田氏本拠地の接收工作にある、とされている。この中には義貞の保持していた国務執行権の継承が含まれることは当然考えられる。

次に上杉憲顕守護在職期の暦応元年における武家方の国務への干与の様子を検討する。

家君（通顯）御所望以前、（中略）当国代々関東吹舉之地也、
当家重任異他者也、眼代被仰秀治了、秀長法師多年令知行、而
依有不法事等、先年蒙御勘氣、被召放、被宛行秀貞了、其後種
々歎申之間、孫秀治致奉公之間、悔先非致奉公之間、被宛行
歎、父秀賢法師當時隠居、如法畏申入也、（以下略）

峰岸純夫氏は、右の史料中みえる眼代「秀治」なる者を在地領主と比定しておられるが、史料中みえる秀長・秀貞・秀賢と秀治との間に血縁関係があることからこの推測は正しいと思われる。秀長が眼代在任中に「不法事」があつて一度中院家より罷免されたにも拘らず、結局暦応年間、孫の秀治の時期まで眼代職を継承している。この「不法事」とは具体的には何を指すかをみるために次に二点の史料を掲げる。

〔守護の国衙領領有形態再考〕

(A) 中院前大納言家雜掌良勝申、上野国々衙事、守去月二日綸旨、
沙汰居雜掌、任先例可令全國務之由、可被加下知之状如件、

康安元年十月三日

義詮（花押）

（足利基氏）
左兵衛督殿

(B) 上野国雜掌良勝申諸郷保地頭等正税抑留事、今年七月十二日、
所被下綸旨也、任勅裁、可施行旨、可有御下知之状如件

貞治五年九月十四日 義詮（花押）

（足利基氏）
左兵衛督殿

(A)によれば康安元年（一三六一）には上野国々衙領は、中院家雜掌良勝に沙汰居えられていることがわかり、また(B)からその良勝が諸郷保地頭の正税抑留を訴えていたことが明らかである。従つてこのことから「不法事」とは知行国主たる中院家へ京進される正税の抑留行為と考えられ、さらに推測すれば秀治はこうした諸郷保地頭の有力な一人ではないかと思う。

さらに注意すべきなのは、上野国々衙職の中院家雜掌良勝への安堵が將軍一鎌倉公方一守護一守護代という命令系統を経て遵行されていることであり、前にみた遠江における國務の遵行手続と同様である。勝守すみ氏は、康安～貞治年間（一三六一～六七）の段階に至つてはじめて守護上杉憲顕の國務兼帶、守護代長尾景忠の目代兼帶が実質的になり、國衙領の守護請的形態が生じたとされ、暦応元年（一三三八）段階で既に守護請が実質化してい

たとする峰岸純夫氏の見解との相違がみられる。⁽²⁷⁾

これについては、歴応元年段階でも中院家への京進分を皆済していなかつたと推測される秀治に対し、守護方の干与がなかつたとするのは不自然であると思う。なお、幕府が上野国々衙職を直接上杉氏に安堵したことを示す史料は、下つて応永十年(一四〇三)に至つて初めて現われる。⁽²⁸⁾

二、畿内・西国における守護の国衙掌握

本節では、田沼氏が畿内・西国の例としてあげられたもののうち、美濃を中心再検討する。八条院領として後醍醐天皇により統轄された同国々衙領のうち、半分は延文元年に西園寺実俊に安堵され、残り半分は院分として後光嚴院の下に留保され、後にこれを継承した崇賢門院(藤原仲子)から応永三年以降に宝鏡寺へ寄進された。⁽²⁹⁾

(A) 請申

崇賢門院御領濃州国衙正税半分事

右国衙正税半分先守護
知行跡四百貫文仁所請申也、当年所務有公者、於後年者、可致加增之沙汰者也、(中略)若寄事於左右、

有無沙汰之儀者、雷匪被改易御代官職、可被訴申公方其時更不可申一言之子細、仍為後日請文之状如件、

明徳元年六月十七日 貞親(花押)

(B) 美濃国々衙正税事、云院御領分、云西園寺家分、彼是捌百貫文可致沙汰者也、更々不可有未進懈怠、仍請文之状如件、

明徳元年六月廿五日 沙弥真兼(裏花押)

(土岐頼忠)

進上 御奉行所

(B)より明徳元年の段階で既に国衙領は院分・西園寺家分とともに守護土岐氏によって年貢京進が請け負っていたことがわかる。

しかも田沼氏も指摘しておられるように、(A)に「先守護知行跡」とあるから守護請実現の時期はさらに遅り得る。また(B)が(A)の僅か八日後に提出された事実を考えると、弥永貞三氏が述べておられるように、(B)によって(A)の効力が失なわれなかつたとすれば、貞親なる者は頼忠の被官と考えられる。⁽³²⁾

ところで、(A)の中で「可被訴申公方」とあるが、この公方とは、当該期の寺社本所領における所務相論に関する最終決定権が既に公家方から幕府方へ移行した後であることを考えれば、室町將軍その人を指す可能性が最も大きい。とするならば、この明徳元年の段階において、本来私的契約であるはずの守護請が、幕府より公認されていたことになる。土岐氏はこの後請文における契約を履行せずに在地支配を強めていったようであり、応永元年にはついに西園寺家分に関して「永代知行」を幕府より認められた。⁽³³⁾

以上で美濃についての再検討を終わるが、ここで田沼氏は指摘しておられないが、永原慶二・黒川直則・小川信の各氏により応永二年に細川持有が国衙職半分を与えた和泉についても若干ふれておきたい。

同国は建新政期において摂津・河内とともに楠木正成の守護国とされ、正成敗死後も南朝方の勢力は容易に衰えず、北朝方の

歴代守護との激しい攻防が繰り返された。⁽³⁷⁾ 応安二年一月になつてその前月北朝方に降つた楠木正儀の守護在職が確認できるが、正儀は和泉國主の地位をも安堵されたと考えられている。以後の和泉守護にも国衙に対する権限は継承されていったと思われ、下つて応永三年に惣講師職をめぐる松尾寺と穴師堂との相論に際し、守護代遊佐基祐に対して実否調査の報告を提出している者の中に「在庁田所公景・同惣官秀景」及び「在庁新図書助中原貞住」等国衙在序官人の名をみることができる。⁽³⁸⁾ この時期においても国衙在序は、守護の勢力下に置かれていると思われ、これは同年四月九日付の遊佐基祐遵行状の附箋に「日代遊佐備中守下知」とあることからも裏付けられる。

さて、これまでの東国及び畿内・西国における守護による国衙領の領有形態の再検討から、本稿冒頭に掲げた田沼氏の説について考えてみたい。まず、氏が「国衙領の守護の領國經營の直接基盤となつた」例としてあげられた東国の中でも、一律には論じられない守護の国衙への干与についての差異が認められる。則ち、上野には中院家、遠江には熊野社という武家以外の国衙職保持者が存在しており、具体的な年貢京進の状態は不明であるにせよ、少なくとも十五世紀初頭までは直接的な基盤とはなつておらず、それまでは例えば上野などは、むしろ田沼氏が畿内・西国の場合の特徴として述べておられる守護請的形態をとつていたことは、既に勝守・峰岸氏の指摘されたところである。⁽⁴¹⁾ これに対して東国の中でも駿河は、田沼氏の指摘された如く、守護の領國經營の初期からの国務兼帶が考えられる。

〔守護の国衙領領有形態再考〕

次に「国衙職」なる職の内容についてみてみると、応永元年八月の美濃守護土岐頼忠への安堵⁽³⁹⁾ の内容を田沼氏は国衙代官職としておられるが、史料の文言そのものから言えば「国衙職」ということになる。この内容は、「自本所（西園寺家）改動之處、無不法条就彼申披、如元補任云々」とあることから、国衙に関する全権委任というよりは、知行国主に対する一定得分権の留保を条件とした守護請、と考えた方が適当であると思う。田沼氏は「こうした類例を（美濃の場合の）他に探し得なかつた」と述べておられるが、既にふれたように応永二年に、和泉に同様な例があり、その際の御教書にも「於毎年々貢百伍拾貫文者、可弁済本所、至于下地者所預置細川九郎持有也」とあって、やはり本所への年貢京進が条件となつていていた。これらのことから、守護への国衙職の安堵とは、幕府による国衙領の守護請に対する公認を意味していると考え方⁽⁴²⁾ である。そしてこの原則は、畿内・西国に限らず、無論東国という特殊性は考慮されなければならないとしている。同じく知行国主が存在し、かつ国務遵行手続への干与を契機に守護請的形態を実現させていった遠江・上野の場合にも、基本的には適合するのではないか。

また、この東国の持つ特殊性についても、その背景を鎌倉期以来の武家進退の国である、という点にのみ還元させてしまつてよいかという問題がある。田沼氏は武家進退の国として「関東御分国或いは將軍家知行国」をあげておられ、この表現の真意は不明であるが、いま將軍家知行国をとりあげてその歴史的性格を考えてみると、石井進氏によれば文治二年には九ヶ国あつた將軍家知行

国は、その後漸次減少していき、建保元年には四ヶ国になってしまった。そしてこの四ヶ国、則ち駿河・相模・武藏・越後（但し越後は承久年間以降）のみが鎌倉時代全期を通じた將軍家知行国であった。確かにこの四ヶ国については武家の支配は極めて強固であつたと推測されるが、むしろそれだからこそこれら四ヶ国と、それ以外の將軍家知行国となつたことのある国々とを同様に論じることは正しくないと思う。石井氏も「ごく初期を除き、將軍家知行国の幕府体制上に占める役割は高く評価できないし、幕府の國衙支配を全て知行国制に還元する方法は誤りである」と述べておられ、この指摘は室町幕府下の守護による国衙掌握に関するものでは、より考慮されなければならないものであることは言うまでもない。⁽⁴⁴⁾

四、尊氏の知行国と国衙

これまで検討してきた国々のうち、駿河のみ貴族・寺社等の知行国主が存在せず、今川氏の初期からの國務兼帶が考えられるが、この背景としては田沼氏があげられた前代以来の將軍家知行国という性格を継承した、という条件の他にどのようなものが想定されるだろうか。佐藤氏は、駿河について建武新政期において足利尊氏が知行国主であつたと推測しておられるが、このことから建武新政期に守護国司併置制が施行された際に、尊氏が守護兼国主に任せられた国々が、後の守護による国衙の直接的掌握が行なわれた国々と結びつく、とは考えられないであろうか。⁽⁴⁵⁾

尊氏が知行国主に任せられた国として、『太平記』卷十二では武

藏・常陸・下総の三国をあげている⁽⁴⁶⁾。『梅松論』には「武藏・相模其外数箇の守を以て」受領したとあり、『公卿補任』には「同日（元弘三年八月五日）兼武藏守」とある。また高柳光寿氏は尊氏の知行国として武藏・相模・伊豆をあげ、このうち相模は直義が尊氏の代官として國務を握った、と説かれている。佐藤氏もこれらをふまえて尊氏は武藏・伊豆（そしておそらく駿河）の知行国主であつたとしておられるが、ここでは最も可能性の高い武藏について検討していきたい。

武藏は鎌倉期を通じた將軍家知行国であり、その初期より守護平賀氏及び北条氏（特に得宗家）による強い国衙掌握が続いたが⁽⁴⁷⁾、こうした背景をもつ同國を尊氏は知行国としてそのまま継承することを企図し、建武政権もこれを認めたのであろう。建武新政期には次の三史料が存在する。

(A) 熊谷小四郎直經申、武藏國木田見郷一分地頭職事、木田見孫太郎致濫妨云々、所申無相違者、可令沙汰之、若又有子細者、可被注申之状如件、
元弘三年十二月廿日 尊氏（花押）

伊豆守殿

(B) 武藏國飯塚村法華寺住持是徹申、寺領事被下縕言之処、大河原又三郎致濫妨云々、早可被沙汰付于是徹之状如件、
建武元年二月六日 尊氏（花押）

伊豆守殿

(C) 熊谷小四郎直經申、武藏国熊谷郷内恒正名、木田見郷内田在家等事、早任決断所牒可被沙汰付于直經之状如件、

建武元年七月十四日 尊氏（花押）

宮内少輔太郎入道殿

このうち(A)・(B)について高柳氏は、これを尊氏の知行國主兼守護としての徵証としておられるが、杉山博氏は、守護は(A)・(B)の名充入「伊豆守」則ち上杉重能とみることも可能であるとされ、一方奥野高広氏は、重能は守護代であろうとしておられる。⁽⁵¹⁾これについて高柳氏が「三島神社文書」建武元年八月十五日付石塔義房宛尊氏施行状を検討されて、「この施行状は國宣の形をとつて高柳氏が「三島神社文書」建武元年八月十五日付石塔義房宛尊氏施行状を検討されて、「この施行状は國宣の形をとつてはないし、守護としての施行状の形式もとつていらない」と述べられた伊豆の場合を援用すれば、尊氏は少なくとも単なる守護ではないことは明らかである。と同時に尊氏が知行國主となつた場合、その代官である上杉重能は単なる國司としてだけでなく、守護としての職権をも行使したことが当然考えられるから、尊氏は守護・國司両方の権限を掌握した意味での知行國主であった、とされることが最も適當であると思う。⁽⁵²⁾とすれば前掲(C)も知行國主尊氏がその代官「宮内少輔入道」則ち一色範氏に宛てた施行状とみることができる。

以上の検討から、武藏が南北朝期以降代々の守護による極めて強い國衙掌握が行われた背景としては、前代以来の將軍家知行國としての性格を継承していることのみならず、建武新政期に足利尊氏が知行國主として存在し、その後その権限が尊氏の最も信頼する高氏によりスムーズに受け継がれたこともあげられることが明らかになった。とすればこのことは、守護による極めて強い國衙掌握が維持された他の二國、則ち駿河・伊豆の場合についても同様に考えてよいことになる。⁽⁵³⁾

(D) 建武四年四月、守護高重茂が安保丹後入道に同國滝瀬郷、枝松名長茎郷を勲功の賞として預け置いたこと、の間、

「守護の國衙領領有形態再考」

(E) 慶應と康永年間、守護高師冬が常陸の南軍勢力を攻略するに際し、武藏の府中を本拠としたこと、

「園太曆」觀応二年正月十六日条に「又師直武州守護國司代薬師寺某又付敵方」とあること、

等から、尊氏の有していた守護國司の両権限はそのまま高氏に継承されたことは間違いない。⁽⁵⁴⁾以後武藏守護は上杉憲將（上杉憲顯？）—仁木頼章—畠山国清と代わった後、応安年間以降上杉氏に継承されるが、この時期に至つても同國の守護代即代という体制が継続していたことは、康暦年間以降守護代として現われる大石信重が「仍而延文元年五月十一日：同國被補即代職」という事実や、くだつて応永十二年関東管領上杉朝宗が辞任する際、「武州目代をば埴谷備前守に申付けらる」という事実等からも明らかである。

五、おわりに

以上四節にわたり田沼氏の説について再検討してきたが、その

結果、

(ア) 守護による国衙領の領有形態の差異は、単純に東国と畿内・西國というふうに分けることは不可能であり、東国でも武家以外の知行国主が存在する場合、または畿内・西国においても守護に直接国衙職が安堵される場合がそれぞれみられる。

(イ) 職の一円化・得分権化、及び職の混乱が進行している当該期に⁽⁵⁷⁾、(ウ) 職の内容は必ずしも一様なものではなく、武家以外のにおける国衙職の場合は本家職的な得分権であり、守護に安堵される場合は、国衙機構の掌握の上にたった国衙領の、守護請の幕府による公認を示すこと。

(エ) 守護の国衙掌握の差異の歴史的背景は、鎌倉期以来の武家進退の存否にあるだけでなく、より直接的には建武新政期に守護国司が併置された際に、両職を武家方が握ったか否か、就中新政崩壊後幕府を開創する足利尊氏の知行国であるか否かにかかるている面が大きい、と考えられること。

等が指摘できた。このうちまず(ア)に関しては、東国のうち遠江・上野では直接守護に対して国衙職が安堵されたが、その史料には美濃や和泉の場合のように、本所への年貢京進という条件付きの文言は見られず、この点が東国と畿内・西国との違いとも考えられる。しかし国衙職の守護への安堵を示す初見史料の年代が駿河が文和二年、遠江が応永七年、⁽⁵⁸⁾ 上野が応永十年、美濃が応永元年、和泉が応永二年で、駿河を除く他の全ての国が応永年間以降であるということは、國務遵行手続への干与を横杆として国衙領の守護請的形態をとることによって国衙掌握を既成事実化して

いき、それが十四世紀末期において北朝権力の摂取という形をとつて唯一の国家権力機構に転化した室町幕府によつて公認された、という基本的過程には東国と畿内・西国というような差異がないことを示している、と考える。

また(イ)に関して、無論この他にも様々な背景が考えられ、例えば東国において最も強い国衙掌握を実現させているのは、利根川以東の千葉・小山等の足利一門以外の伝統的豪族の守護たちである。彼らの国衙掌握は平安・鎌倉期以来のものであり、当該期においても守護として存続した以上、その支配体制に変化が起きたとは考えられない。逆に言えば、彼らにとって国衙機構の掌握及び国衙領の領有は、何も幕府によつて「国衙職」の形で安堵される必要のないほど無前提であつたわけであり、その証左として彼らに対する幕府による国衙安堵の史料は見あたらない。そしてそれに次ぐ国衙掌握の強さを実現させたのが尊氏の知行国であった武蔵・伊豆・駿河であり、このうち武蔵・伊豆に関する一国規模の国衙職の幕府による安堵の事実が見られないのも同様に考えてよいと思われる。

いずれにせよ南北朝内乱期の守護と国衙との関係は史料上の制約もあつて十分解明されていないのが現状であるが、今後は次々と刊行されつつある地方史などを基礎として、個々の地域について政治的動向をも含めながら検討していくことが重要である、と考える。

註

- (1) 例えば杉山博「守護領国制の展開」(『旧岩波講座「日本歴史』中世三所収)等。
- (2) 田沼睦「国衙領の領有形態と守護領国」(『日本史研究』八〇号)
- (3) 熊野速玉神社文書同年八月二十九日付義詮御教書(『大日本史料』六一二)佐藤進一『室町幕府守護制度の研究』上。
- (4) 南狩遺文四今川範国書下。(『大日本史料』六一二)佐藤前掲書。
- (5) 佐藤前掲書。
- (6) なお小川信氏は、同史料を用いこの時点での今川氏の国衙支配をより強いものと考えておられる。小川「南北朝内乱」(岩波講座『日本歴史』中世二所収)
- (7) 古証文応永七年正月十一日付義満御判御教書(『大日本史料』七一四)
- (8) 佐藤前掲書及び川添昭二「遠江・駿河守護今川範国事蹟考」(『莊園制と武家社会』所収)・『今川了俊』(人物叢書)
- (9) 今川家古文書文和二年八月十一日付尊氏御教書・貞治五年四月八日付義詮御内書。佐藤前掲書。
- (10) 佐藤前掲書。
- (11) 白井行胤はこの前後に京付近で幕府奉行人としての徴証がある。小要博「関東府小論」(『日本中世の政治と文化』所収)
- (12) 守護が遵行使節に守護代と合奉行各一名を任ずる例が多くみられる大友氏の場合を援用すれば、道恵を守護代と考えることも可能である。外山幹夫「建武政府・室町幕府初の守護について」(『日本歴史』二八二号)
- (13) 但しDの遵行地は相模国内であり、「鎌倉市史」の編者は道恵への命令者を武田三河守ではないか、としておられるが、これは観応三年八月五日付の同内容の尊氏御判御教書(円覚寺文書)が武田三河守宛であることからの推定と思われ、誤りと断する。則ちこの遵行は同年三月二九日付で今川範国が斎藤・白井両名に同内容を命じた奉書(古簡雜纂五之六、『神奈川県史』資料編三)をうけたものである。
- (14) 佐藤前掲書・川添前掲論文
- (15) 円覚寺文書応永十一年九月二六日付今川泰範書下、同年十月八日付目代範光遵行状。
- (16) 美作伊達文書応永十二年六月二十日付守護奉行人奉書の署判者の一人に「範光」とある。
- (17) 石井進「鎌倉幕府と律令国家」(『日本中世国家史の研究』所収)
- (18) 建久五年、当國奉行人安達盛長は國中の寺社の管領を命じており、守護は弘安八年の霜月騒動以来北条得宗家と考えられる。石井前掲書及び佐藤進一『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』
- (19) 『中院一品記』同年七月二十日条。
- (20) 峰岸純夫「上州一揆と上杉氏守護領国体制」(『歴史学研究』一八四号)
- (21) 佐藤前註(3)掲書。またこれが実際に実行なわれたであろうことは、やや年代は下るが『太平記』卷三十で長尾孫六(高景か忠房)・同平三(景泰)が上野国警護のため三百余騎を率いて新田氏の旧支配圏である世良田に駐屯した、とあることからも推測できる。勝守すみ「守護大名山内上杉氏の動向」(『歴史教育』十七卷一号)

- (22) 前註(19)参照。
- (23) 峰岸前掲論文。
- (24) (A)・(B)とも中院文書足利義詮御教書(『神奈川県史』資料編三及び『大日本史料』六一二七)
- (25) この推測の手がかりとなつたのは、上村喜久子「國人層の存在形態—尾張国荒尾氏の場合」(『史学雑誌』七四一七)
- (26) 勝守前掲論文。
- (27) 勝守・峰岸前掲論文。
- (28) 『中院一品記』同年七月二十五日条に「今日當國上分所之人給等、鄉々有沙汰、予祇候御前、予分庁官職也、依貧窮隱居之青侍等少々出現也」とあり、中院家の経済状態の苦しさが窺える。
- (29) 上杉家文書応永十年十一月二十四日付足利義満下文案。
- (30) 『岐阜県史』通史編中世第五章(弥永貞三執筆)。大興寺文書延文元年十二月十五日付後光嚴院綸旨(『岐阜県史』史料編古代中世四)
- (31) 宝鏡寺文書貞親請文・土岐頼忠請文。
- (32) 『岐阜県史』通史編中世第五章。
- (33) 伊藤喜良「室町幕府と武家伝奏」(『日本史研究』一四五号)
- (34) 田沼氏はこのことを応永元年段階としておられるが、本論であげた理由により明徳元年までは遡り得ると思う。なお、「兼宣公記」明徳二年六月二九日条には「美濃守護池田入道使者僧参入、是女院御領所美濃国衙事、依有申入旨也」とある。
- (35) 『岐阜県史』史料編古代・中世四)
- (36) 宝鏡寺文書同年八月十一日付足利義満御教書案。
- (37) 佐藤進一前註(3)掲書。
- (38) 高野山西南院文書永和三年十二月九日付中務大輔奉書。佐藤進一前註(3)掲書。
- (39) 穴師神社文書応永三年三月二三日付在庁田所公景等起請文案。
- (40) 三浦氏は守護代が公的性が強いのに對し、守護目代は私的性が強いもの、或いは国衙機構の統轄者たる国目代の系譜をひくもの、と推定しておられる。
- (41) 勝守・峰岸前掲論文。
- (42) 武家以外の知行国主に安堵される「国衙職」の内容は、莊園制の職の体系における本家職にあたることになる。
- (43) 佐藤進一氏は関東御分国には將軍家知行国以外に、幕府の有した固有の権限としての東国行政権(後に修正して国衙在庁指揮権)の及ぶ地域を指す場合もあつたとされ、必らずしも両者の概念は一致しない。佐藤「関東御分国考」(『法制史研究』一)
- (44) 石井前掲書。
- (45) 佐藤前註(3)掲書。
- (46) 『大日本史料』六一一の編者は、「武藏の外は未だ明拠を見ず」と註している。なお『太平記』に従つた論考としては村田正志「国衙領制度」(『南北朝史論』所収)・桑山浩然「室町幕府の草創期における所領について」(『中世の窓』十二)。
- (47) 高柳「足利尊氏」。

(48) 佐藤前註(3)掲書。

(49) 奥富敬之「武藏・相模における北条氏得宗」(『日本歴史』二八〇号)。杉山博「鎌倉初期の武藏国司」(『府中市史史料集』五所収)・「鎌倉中期の武藏国司」・「鎌倉末期の武藏国司」・「鎌倉時代の在庁官人」(同十二所収)

(50) (A)(C)熊谷家文書足利尊氏書下及び施行状(B)武州文書足利尊氏施行状。杉山前掲論文及び奥野高広「建武中興と武藏国」(『府中市史史料集』九)

(51) 高柳前掲書。杉山・奥野前掲論文。

(52) 高柳前掲書。佐藤前註(3)掲書。

(53) (ア)安保文書建武四年四月十二日付(高重茂奉書)(イ)集古文書康永三年二月別符幸実軍忠状。佐藤前註(3)掲書。

(54) 佐藤前註(3)掲書。

(55) 『大石信重略譜』・『鎌倉大草紙』杉山前註(1)・奥野前掲論文。

(56) 佐藤前註(3)掲書。この意味で佐藤氏が同書で「幕府開創期の人事が建武新政期における尊氏の管国支配と密接な関係をもつ」と述べておられるのは重要な指摘である。

(57) 綱野善彦「職の特質をめぐって」(『史学雑誌』七六一)・黒川前註(36)論文。

(58) 駿河については、その正税の全てが必ずしも今川氏の得分とはなっていないことは、『賢俊門院日記』文和四年正月元日条に「駿川正税之内一万疋進公家之由、筑後入道来申、則付送文了」とあることや貞治四年四月一九日付宝篋院御教書(『等持院常住記録』)に駿河国正税半分が宝篋院造當料所として寄進されている事実がみえること等から明らかであり、不明な点

が残る。なお本論では考察しなかつたが、この他越後では応永三年に「国領半分」が将軍義満より上杉氏に安堵されている。

(59) 佐藤進一「室町幕府論」(田岩波講座『日本歴史』中世三所収)

(60) 峰岸前掲論文。

(61) 鎌倉時代ではあるが、承元三年下野守護小山朝政が幕府より守護補任の下文の提出を求められた際、当國檢断は先祖豊沢秀郷以来の職で「敢非新恩之職」とし、「本御下文」は受けていないと答えたことは有名である。(『吾妻鏡』同年十二月十五日条)

(62) このうち伊豆について勝守すみ氏は、応永十六年閏三月九日付上杉憲定寄進状(円覚寺文書、同国多留郷国衙職の円覚寺への寄進)から、同国国衙職も上杉氏へ与えられたとされ、田沼氏もこれに従つておられる。この他貞治五年にも同国北中村郷国衙職が足利基氏によって三島社に寄進されている(三島神社文書同年十一月二十日付基氏御教書)が、管見の限り一国規模の国衙職の守護への安堵を示す史料は見あたらない。勝守・田沼前掲論文。